慶應義塾大学学術情報リポジトリ Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	家族と家
Sub Title	A view on the theories with respect to the family and Iye of Japan
Author	有賀, 喜左衛門(Ariga, Kizaemon)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1960
Jtitle	哲學 No.38 (1960. 11) ,p.79- 110
JaLC DOI	
Abstract	lye is the institution which is to be recognized as the family in Japan. But on account of a wide variety of its forms, it gave rise to much confusion in the application of the New Civil Code which was enacted under the influence of the European laws is Meiji Era. Moreover, many students of the Japanese family, who had been under a remarkable influence of European social scientific theories, interpreted lye in terms of the European families. Consequently, theories discriminating lye and the family have been predominant. The author intends to clarify that lye in Japan is the product of the political, socio-economic and cultural conditions peculiar to Japan, and he is convinced of the necessity of understanding that lye as a historical and social entity is the Japanese family in the true sense of the word.
Notes	横山松三郎先生古稀記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000038- 0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

な従属関係が成立する。(4)これらの人々の精神的ならびに物質的生活の安定を保護し、経済的には共産関係である。な従属関係が成立する。(4)これらの人々の精神的ならびに物質的生活の安定を保護し、経済的には共産関係である。の言われて、それは極めて詳密であるから、ここでのべることはもちろんできないが、幸にして中野卓が極めて正確に要約している。それは極めて詳密であるから、ここでのべることはもちろんできないが、幸にして中野卓が極めて正確に要約して家族の集団としての特質を規定する規準をまずあげた。すなわち(1)たの主著「家族構成」において精細に展開されていて、それは極めて詳密であるから、ここでのべることはもちろんできないが、幸にして中野卓が極めて正確に要約して家族の集団としての特質を規定する規準をまずあげた。すなわち(1)たの主著「家族構成」において精細に展開されていて、それは極めて詳密であるから、ここでのべることはもちろんできないが、幸にして中野卓が極めて正確に要約している。れは其後多くの人々に支持されて来たので、今は私もこれに問題に正面からふれたことはなかつたので本論文でふれたいと思うが、用語の混同をさけるために戸田の用語にしたがい、家を日本に特殊な慣習の方に使用することにして、通文化的に使用される「amily に対応するものとして家族間題に正面からふれたことはなかつたので本論文でふれたいと思うが、用語の混同をさけるために戸田の用語にしたが、この
そ長 … 天とり らぶ、よう 日頃三り「家族構成」(召和十二年、一九三七年刊)において問題にされて以来日本の社

有賀 喜左衛門

家

族

と

家

•

家族と家

七九

哲学第三十八集
(5種族保存の機能を実現する(6子孫が死んだ祖先と融合することにおいて成立する宗教的共同社会である。
これに対する戸田の批判によれば、(4)は最も重要であり、(3)と共に家族的共同の促進に重大な効果を持つが、いず
れも②を根底としており、近代都市生活においてはこの共産関係は消費生活の一部だけに限られやすくなつている。
⑤は自然的生物的作用であつて、性的共同が必ずしも常に出生を結果しないし、出生も扶育も常に種族保存や家系維
持という功利的目的要求によるのではなく、むしろ②にもとずく。また⑥は近代家族においてはこれに重きをおくこ
とはほとんどないし、宗教的共同が家族の基本となつているのではなく、②から転化したものにすぎない。しかも⑤
(6)は一般にいかなる家族にも見られるものではないから、これを除くのがよい。さらに(3)仏の従属、共産の関係はそ
の共同の範囲を明らかにしてはじめて家族を他の「種的集団」と区別することができるとする。かくして彼は次の如
く結論した。家族は夫婦、親子というがごとき特殊な(性的及び血縁的)関係にあるものを中枢的成員とする少数の
近親者の範囲に限ることによつて可能となる緊密な感情融合に基く小集団である点で他の集団と異なる特質を示す。
したがつて色その構成員は性的、血縁的な、したがつて任意に人為的には求め得ない特殊の資格あるものに限られる
Bこのことが自然にその成員に量的制限を加えるとともに、次にのべる結合の性質よりしても、その構成員は極めて
少数に限定される。 ◎その結合は感情的結合、相互信頼による隔意なき接触を最大限に求め、心的、物的な生活安定
をこれにより共同に保障しようとしている。これは感情的融合にもとずく集団である。かかる共同の保障は外見上、
人々の視野のそとで行われるから目立たないが、打算をはなれて与えられるから実質的には極めて有力であり、人々
は対外的にもこれによつてその地歩を基礎ずけられ、そこに家族の対外的な連帯が示されるというのである。
この見方から来る当然の結果として、友人や使用人は④にあげた資格を持たないものであり、いかに親友であつて

て特殊な生活をしている人々であつた。普通世帯に含まれた人々のうちには戸田が家族と規定する一団があり(世帯
行われた。準世帯とは軍隊、刑務所、寮などの特別区域に生活しているものを意味し、彼等は彼等の家族からはなれ
戸田の理論の資料となつた一九二〇年第一回国勢調査においては、普通世帯と準世帯とに分つて全国人口の調査が
えたことは問題を残すことになった。
族を統計的にとりあげるだけなら問題はないとしても、もつと複雑な家族生活を同居世帯をなす親族員に限つてとら
指摘したように、世帯(同居世帯)は常に親族者のみによつて構成されていたわけではないから、戸田の規定した家
があつたが、事実上家族として見られる複雑な構成の集団に対して分析の手は十分には及ばなかつた。これは中野が
て彼がとらえたもので、その頃まで支配的に存在した法律的な家族論に対して社会学的な立場を明示した点では意義
──親族世帯──こそが家族であることを重ねて強調した。これは明治民法に規定された家に対し事実上の集団とし
戸田はさらにこの後の論文で彼の家族理論を推しすすめて、夫婦や親子等の近親関係にある者が形成している世帯
に類を見ることのできないすぐれた業績であつた。
票の一千世帯ごとに一つづつ抽出された写しを資料として全国的規模の統計的分析が行われたのであつて、この前後
国勢調査の結果を十分に利用駆使したものであつた。すなわちこの国勢調査によつて得られた「普通世帯」の調査原
戸田のこの理論は日本の家族構成の統計的研究によつて実証されて表れた。これは一九二〇年に行われた第一回の
く例外の事象にすぎないことが強調された。
や勘当、多妻慣行、家族の中心をなす夫婦以外の有配の親族を含む大家族などの事象はいずれも特殊な条件にもとず
も、忠実な使用人であつても家族員と同様の感情的融合を持ち得ないから、家族員からはずされた。そしてまた養子

八一

哲学 第三十八集
主、妻、その近親者)、 さらに彼が非家族員と規定した使用人、同居人、来客等が含まれていた。この場合に用いら
れた世帯の概念は国勢調査の便宜のために設けたものにすぎなかつたので、この意味が正しいわけではなかつた。戸
田はこの調査の結果から日本における家族の正しい概念を定立しようとしたが、世帯の意味については深く追求する
ことはなかつた。したがつて彼がこの普通世帯の中からとり出した家族のうちには、家族の本拠となつている世帯も
あれば、他出家族員による分派世帯も含まれていた点に気がつかなかつた。このことを中野卓は精細に分析して、本
拠世帯と分派世帯のいずれにも、親族世帯と単独世帯とがあることを指摘した。中野のこの指摘は家の生活の種々の(6)
問題を知る上に極めて有意義であつた。すなわち家族が一つの親族世帯のなかで完結していることは多かつたが、そ
うでないものも無視できないほど存在しており、とりわけ単独世帯の多くは一時的、あるいは過渡的な分派世帯であ
り、またこのような分派世帯は準世帯(軍隊、刑務所、寮など)の構成単位をなしていたり、自分の家族的帰属の本
拠たる世帯とは別な普通世帯の中にその親族関係者以外の世帯員として含まれていることもあつた。それらの人々は
彼等の家族の本拠世帯の近親者と共に合せて一つの家族を形成しながら、過渡的に別居しているにすぎなかつた。本
拠世帯からの別居が一個人単独に行はれずに、配偶者や子供を持つたままに行われる場合すらあつた。それらの別居
者やその世帯とその本拠世帯とが一家族団体を構成していることを相互に承認し、ただ過渡的に別居しているにすぎ
ないと意識しているかぎり、またそのような意識、態度、行動をささえる生活の事実が、同居世帯単位を超えた一家
族をなしていることを見なければならないというのである。 (7)
戸田は世帯を同居世帯と見て、これを日常的家計共同と規定した。そして一九二〇年の国勢調査がとりあげた普通
世帯を一つの同居世帯と見て、そのうちの親族世帯を家族と規定した。これに対して中野は前述のように本拠世帯か

家族と家
前述したように第一回国勢調査の普通世帯において戸田が規定した家族員の外に使用人、同居人、来客が含まれた
は思っている。
もつと別の複雑な世帯の構成がいかなる理由によつて生じたかを知ることは表題の問題を解決するゆえんであると私
において、このように云えば混乱をますにすぎない。中野の指摘したような世帯のあり方がどうして生じたか、また
らなかつた。もつと正確にいえばそれは家に規制されたというべきであるが、家族と家とのちがいが明白でない段階
本において世帯はただ出現したのでなく、日本の家族のあり方――性格――にしたがつて種々の形で表れなければな
と見る方がよい。欧米の場合においても世帯はおそらく彼等の家族に規制されないでは存在しなかつたであろう。日
帯を持つ」のも、世帯が家に規制されていることを示していたから、世帯の意味にはもつと広く複雑なものがあつた
的側面を見るだけでは、その意味を十分示していないように思われる。新しい夫婦が「家を持つ」という意味で「世
むときめることもできない。一つの家が一つの世帯で構成されている場合に、世帯を日常的家計の共同としてその経済
済を主として示しているから、この言葉にすでに家の規制が表れている。もちろん家計といつても消費経済のみを含
これらによつて見れば世帯は日常家計の共同として見られているが、これによるとしても家計といえば家の消費経
ている。 世帯ほどの生活共同の緊密さはなくとも――もう一まわり広い意味での、主として家計的な世帯の単位があると説い
たは同じ家族員としての隔意ない通信などが、同居の場合に準じて生活共同を成立させているなら――これらは同居
で、またその逆の方向で、定期に、または臨時に、送金や生活物資の支給が行われ、帰省や別居先への訪問滞在、ま
ら、 分派世帯、 ないし準世帯内にある個人へ、 あるいは他の世帯に非家族的成員として同居している個人への方向

哲学 第三十八集
が、これらが世帯の成員として見られるかどうか検討されなければならない。すなわち、これらの人々の中から正し
い世帯の概念を得るために排除しなければならない人々が出る。その第一は来客である。彼等の多くは調査時刻にこの
世帯に来ていた人々であるが、一時的同居人であることもあつたかもしれぬ。同居人にはさらに比較的長期にこの世帯
で共同生活する人々もあつた。これらはこの世帯にはいる動機や生活条件によつて来客か同居人かの区別が可能であ
った。同居人のうちには世帯主の保護によつて生活する人々もあつたから、明確に識別のできない場合はあつたが、
家計の上で別であることを別世帯の重要な徴表の一つとすることは一般に異論はないであろう。世帯を規定する重要
な条件の一つが家計の共同であるとすれば、この限界内にある同居人や使用人を世帯の成員であるとみとめてもよい
が、世帯主の近親者もこの条件においてその成員であるか否かがほぼ決定するのではないだろうか。もちろん簡単に
きめられない。同一世帯におけるこれらの人々は漠然として同一家計の共同生活を行つたのではなく、世帯の成立は
家の要求によつて貫徹されていた。すなわち世帯主が中心となつて家を形成する要求にみちみちていた。これによつ
て世帯が成立したのである。それ故世帯の成立は全体社会の社会的諸条件、特にその体制的諸条件に規制されて家が
成立しなければならなかつた事情に根本的に規制されていた。
一戸田によつて規定された家族は親族世帯に限定されたが、一九二〇年において家が親族世帯として構成されている
ことの多かつたことも戸田によつて価値深く証明された。しかし家の基本的な性質は、それが親族世帯によつて構成
されていても、それ以外の人々が世帯に含まれていても、基本的にはなんら変りのなかつたことに注目しなければな
らない。戸田は世帯において世帯主の親族と非親族との同居する場合をみとめていたが、世帯と家族とを厳格に区別
した。その区別の仕方は世帯のうちから欧米家族と共通の要素を抽出する方法によつたが、世帯が家に規制されて存

kano and Morioka, Japanese ramity, fransaction of the Second month Surgers of Second and Second Se
論の後の部分でふれる(一〇一ページ)。以前の私の論文では私はこれを直系成員と傍系成員とに区別したが、(ATISa, Ver)。
(1) ここにあげた嫡系と傍系との区別は直系親と傍系親との区別とはもちろんちがう。直系親と傍系親の概念については本
(松島、中野共著前掲書五一ページ参照)
(9) 家の成員を私が説明ずる場合に 従来用いて来た血縁、 非血縁の用語を中野の主張にしたがつて親族、 非親族とびめた
(6) 松島、中野共著前掲書一六―二〇ページ
(5)、松島、中野共著前掲書一五ページ
(4) 戸田貞三著「宗門帳に観られる家族構成員」「家族と村落」第一輯所収、一九三九年
を中野が批判している(前掲書五一ページ)
語に取入れようとしたが、すでに戸田の概念規定があり、一般的な支持を得ていたので、それはうけ入れられなかいたこと
(2) 明治民法の用語はほぼ family に当るものを家、その成員を家族としている。民法においては慣習とずれた特殊の法的
註(1) 松島静雄、中野卓共著「日本社会要論」五一ページ。一九五八年
いよ明かになると思つている。
で二種の家がその性格を等うすることを示していた。私はこのことを解明することにより、世帯と家との関係がいよ
いても等しく現実には家であつた。その双方においてその成員を嫡系と傍系とに分つていた。このことは基本的な点
戸田は家族を親族世帯に限つたが、一つの世帯が親族のみで構成されていても、親族と非親族とを以て構成されて
をして見ても、それには限界があることを後にふれたい。
在した限り、このような抽出は日本の家族を十分に理解する手段となるであろうか私は疑つている。このような抽出

八五

▲ 学 第三十八条 ●次 男 ●次 男 ●次 男 ●次 男 ●次 男 ●な 男 ●ない限り通例は彼等は成長後この家から転出することが予定 ●ない限り通知におものするのできまれてい ●ない限り通知は後年により同じ可能性を持つたが。そうで ●ない限り通知は後年により同じ可能性を持つたが。そうで ●ない限り通知は後年により同じ可能性を持つたが。そうで ●ない限り通知は後年によりのいた。 ●ない限り通知は後年によりのののから ●ない限りの死亡により同じの能性を持つたが。 ●ないによりののののから ●ない限り通知は後年によりののののから ●ない限りの死亡により同じの能性を持つたが。 ●ないによりののはのから ●ないによりののののから ●ないたの ●ないによりののののから ●ないたの ●ないによりのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
妻 世帯主 * (嫡系成員)
女(傍系成員)
家は何年かの後には第二図の如き世帯の構成に移る可能性があつた。ここでは二世代の夫婦が同居し、三世代の人々世帯主からうけつぐことが予定されていた。したがつてこの「パーパークターン」
このことは戸田の「家族構成」に一九二〇年の事例について詳細な統計が見られる。この種の家においては嫡系成員が含まれた。さらにまた夫婦関係の一方がしばしば欠けても、四世代に亘る人々が同居する世帯も少からず生じた。
においてのみ夫婦が見られることが極めて多かつた。傍系成員はこの世帯の内部で結婚生活を持つことはほとんどな

かつた。彼等が結婚する場合には通例、世帯主夫婦が構成する	世帯主夫婦が構成する家から外に出て、彼等自身の家を形成した。
	この外に複雑な形の親族世帯が見られた。これは嫡
母────世帯主	旁系戎員においても夫婦関係を持ち、しかもそれが二系成員において二世代以上の夫婦関係が成立した外に
·····································	組以上に及ぶものもあつたことである。傍系成員は家
長 女 (傍系成員)	の系譜を直接担う人々でなかつたから、通例は成人と
—次 女	共にこの家から出るべき人々であつた。家の企業が大
きくて、比較的多くの労働力を必要とした場合に傍系成員を比較的長期に家企業に結びつける必要が生じたので、傍	比較的長期に家企業に結びつける必要が生じたので、傍
系成員の結婚とその後の同居が行われたことはあるが、一九二〇年頃にはすでに少ししかなかつた。これを戸田の整	一〇年頃にはすでに少ししかなかつた。これを戸田の整
理によつて見るなら次の如くである(表)。すなわち世帯主の数に対する親族の傍系成員、その配偶者及び子供の内)数に対する親族の傍系成員、その配偶者及び子供の内
訳の実数と指数のみをあげる。	
表は一九二〇年の国勢調査の結果から普通世帯一一、一一九世帯を抽出して、親族傍系の家族員を世帯主に対する	ル世帯を抽出して、親族傍系の家族員を世帯主に対する
関係により分類し、その実数と世帯主に対する指数とを示したものである。	たものである。戸田はこれを傍系親と規定したから、私
が傍系成員と見るものはこの外に世帯主の子、子の配偶者、孫、孫の配偶者、曾孫(これらの実数二五、一三一人、	「採、孫の配偶者、曾孫(これらの実数二五、一三一人、
指数二、二六〇・一)の大部分がそれであるが、戸田はこれらを直系親(属)	を直系親(属)として示していた。
一つの世帯内において結婚し、さらに子供を持つ傍系成員の同居はこの年には全体として少なかつたが、これがい	の同居はこの年には全体として少なかつたが、これがい
かなる条件で存在したかを追求しなければならぬ。青森県三戸郡階上村荒岩(現八戸市所属)の某家の一九二八年に	戸郡階上村荒岩(現八戸市所属)の某家の一九二八年に

八七

						•			•					
て、 これら これら	前の出		•		•								3	
陥り	の世帯構成を示すものであつた。	記名	従 姪	甥姪	従口	配伯	伯	甥	配兄 弟	姉	兄	世	表	
上のこ 村世れ 野 [®] 帯と	成を示	姉	祖 父	の配	兄弟姉	叔 偶父 母	叔父					帯		哲
沢さが ほ の い ぽ 野 か 同	すもの		母孫	偶者	妹	者の	₽	姪	♪∧ 者の	妹	弟	主 	•	学
次なる多	であつ												実	第三十八集
な件に構成					二五		六六	11101	七五	五八一	大大一	一 一 九	数	集
上村野沢の野沢姓の本家野沢家は一九四〇年には次のよのまがいかなる条件におかれていたかを明かにしたいこれとほぼ同じような構成を持つ次の世帯について説明	これについて詳細を知ることはでこの分家に		<u>- ×</u>	五.	<u></u>	111	<u>_</u>		<u></u>	•••••••	.		指	
はてい次の	ついて	o	o o	0	-	0	Ħ.	-1-1-1-1-	六	五二一六	五九・五	0.000.0	数	
四 か 世 の を 帯 年 明 に	詳 	<u> </u>	· ○ - 五	で 四		0.11	五九	<u> </u>	六 七	八	五	<u> </u>		
には次のよういて説明	知 る こ の	: 分 5 家	} 傍 家 系	の前	あつて、	上の	おけ	れは	てい	構成	四図	によ	おけ	
のた明し	ることはで	こうとぼした	↑₹ / こ。 傍系成員は	の前に第三	て、そ	上の記載で	おける戸籍	れは当時に	ていた。こ	構成を持つ	四図の如き	によると第	おける戸籍	
		^	¥ ~		<u>ر</u>	یں ک ر اور اور اور اور اور اور	ЛЯ			•		20		
			<u> </u>								-		第四図	
				妻								祖	荒岩某家	
The second second					E	一	— 伯	•			1 	 	~家 『母	
従 従 叔 叔 叔 母 父 父 父	従 叔 叔 父	従叔母	~ 従叔父			印父	们父				•••			
			」 耳	 「 手 再				ţ		一弟。	 			八八
			,早众身	手従弟								主		
	•	、第三傍				(采成)	(第二)		采成員	(第一件		(成重)	Ì	
		見傍				뢴	傍		Ľ			27		

ほとんど独立の生活を持つていたのであるから、通例は別世帯として見るべきで	は、彼は官吏として任地にいたし、ほとんど独
世帯員中不在者は当時四人であつた。そのうち次男夫婦について	<u> </u>
と見てよいかどうかを後に考えたい。	…召吏 男、女各一人
男の場合とほとんどちがつていなかつた。この人々を野沢家の成員	「「孫務
と同居し、その後分家することを予定していた。分家の条件も次三	38 孫孫
した人々も野沢家では成人後結婚させて、男はなお四一才迄世帯主	子]]
法上の入籍手続をしたことにちがいがあるだけである。召使と表わ	7
に準じて分家させた。前記の養子夫婦もそれであつたが、これは民	一受な(下王・多名)
沢家のしきたりではその当時までは使用人を縁辺からとり、次三男	ま (第一傍)
手続をとつていなかつたので、召使として表わしたにすぎない。野	三男 (不在・入営)
縁の親族であり、慣習では養子又は養女と見ていた。法律上の養子	男 32
た。召使としてあげた男女各一人のもの達も、双方とも野沢家の遠	
妻は世帯主が彼の従妹を養女とし、 これに夫を 配した 関係で あつ	 孫孫
上の手続により世帯主の子供としての身分を持つものであつたが、	世帯主 62 一孫 (第二傍)
婦の世帯主に対する関係について説明すれば、もちろん彼等は法律	男務
つ種々な問題が集中して含まれていた。これらの成員のうち養子夫	—妻
な世帯構成を示していた(第五図)このような特殊な家には家の持	第五図 野沢家

八九

									•								
				その					条件と	野沢家に	送りをしていた。	られな	の畑を	畑一町位、家屋	同じ世	あつた	
畑	田	宅	住	うち自	山	畑	田	宅	密接に	家にな	してい	かつち	貸した	位、	帯に目	であ	哲
	•	地	居	ロ家用益の	林			地	に関係があ	やいて次三	た。	られなかつたので、野	子えるのが	豕屋(五間	同じ世帯に同居させて、	ろうが、こ	学第
二三反	一六反	七六四坪	二一	そのうち自家用益の分は次の如くであつた。	一、二八六反	二六七反四畝一九歩	四六反二畝三歩	二、六五七坪	条件と密接に関係があつたからである。野沢家は当時不動産所有は次の如くであつた。	おいて次三男や養子、召使が妻子と共に四一才迄世帯主と同居する慣習のあつたのはこの家の農業経営の		野沢家の人々はこれを他出の家成員と見ていた。	の畑を貸し与えるのが通例であつた。この慣習のために当時まだ四一才に達しなかつた次男は正式に分家したとは見	(五間十八間位)、 宅地	、家の仕事に勤務させ、	あつたであろうが、この家の慣習によれば次三男は通例年頃になると世帯主が彼等のために配偶者をめとつてやり、	第三十八集
				った。		九步	步		野沢家は当時	妻子と共に回		を他出の家中	の慣習のため	宅地(一五〇坪一二〇〇坪位)、	させ、四一十	ば次三男はそ	
									时不動産所有	四一才迄世费		成員と見てい	のに当時まだ		四一才の春に分家させることになつていた。分家財産として田一反、	迪例年頃に な	
	• •								らは次の如く	主と同居す		た。すなわ	に四一才に達	山)、家具、	ふさせること	なると世帯主	
									であつた。	る慣習のあ		すなわち分派世帯と見て、若干の生活物資の仕	しなかつた	家具、農具、馬一頭を分与した。その外に小作	こになつてい	上が彼等のた	
		r		:						ったのはこ		と見て、若	次男は正式	頭を分与し	た。分家財	めに配偶者	九〇
		•						•		の家の農業		干の生活物	に分家した	た。そのみ	ご産として田	をめとつて	U
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							不経営の		心資の仕	にとは見	ハに小作	一反、	しやり、	

家族と家
たので資本主義の商品経済や雇用に恵まれず、自由に雇用につくこともできなかつたので、地主としての本家(オエ)
れらの人々の分家が一定の条件で行われなければならなかつた。これらの分家は、都市から地理的、社会的に遠かつ
中で次三男の長期の同居やあととりでない養子や召使の長期使用が必要となつたというだけでなく、これに伴つてこ
品経済の滲透が十分でなかつたという条件が基本的に作用していたことを忘れてはならない。こういう社会的条件の
を確立していたのに、この地方で従属の度合の高い小作人を持つ自作地主として残つていたことには、資本主義の商
労力の不足を他から補足しなければならなかつた。一九四〇年には他の地方で地主がほとんど貸付地主としての性格
た。これは村における野沢家の地主としての地位と関連した結果でもあつて、このことにより一層農業労働における
世帯主も村の公の仕事に当り、 彼の妻は長男の妻と家事に当り、 これらの人々は農業労働にはほとんど つかなかつ
幹労力はわずかに四男夫婦、養子夫婦、召使男一人であつて、長男は当時役場に勤務し、彼の妻は家事を担当した。
することは当然の結果となつたが、前記の世帯員のうちの壮年者がすべて農業労働に従事したわけではなかつた。主
きかつたので、この地方は自作地主が多かつた。野沢家もその一つであつた。したがつて世帯内に多くの労力を保有
においては収獲物の五分であり、畑においては三分で、現物を田畑で分配した。小作にあずけると収獲量に不安が大
広大な面積の耕作を行わねばならなかつた。冷害の危険が多かつたことにより小作慣行は刈分であつた。小作料は田
面積が少なかつたので畑作に多くたよらねばならなかつたが、冷害の危険が多かつたので、多くの労力を以て比較的
り、北東に寒流親潮の流れる大平洋がひろがり、この影響をうけて夏季も気温が低く、冷害をしばしばうけた。田の
が、 カマドや小作人に草刈、 薪炭用木については相当多く使用をゆるしていた。 この地方は階上岳の北東斜面にあ
田畑、宅地の大部分はカマド (分家) その他に小作させていたことになる。 山林も使用料をとることはなかつた

								•								
ばならない。	とはできない。ここではこの問題を省略しなけれ(*)	互給付関係の上から見なければ十分に解理するこ	はオエとカマドの生活関係を規制する全体的な相	本家に対する奉仕ではあつたが、この奉仕の意味	を四把与える外に賃銀は支払われなかつたから、	人々に野沢家は三食とコビリを出し、帰る時藁束	1人、薪とり2人であつた。この日に働きに出た	ムクリ1人、豆うち1人、そばうち1人、稲はこび	人、草取2人、草刈1人、そば刈1人、稲刈3人、豆	6人、稗蒔2人、粟蒔1人、豆蒔2人、麦の土よせ2	であつた。すなわち田の起耕2人、苗代1人、田植	野沢家のカマドに対するヂドウヤクは年間二九人	(地頭役) を出さなければならぬ 義務を持つた。	て カマドは 農繁期に オエの要求する ヂドウヤク	に依存しなければならない条件が多かつた。そし	哲 学 第三十八集
													£	ŧ 2	第六図斎藤家	
							姉 52						世帯主 49	—妻 45		
				· 夫 54				リ	」女	月 月	月月		屮	J	妻 21	
女	男 女		召		女		(第一			() 第二				-女子2 (九二
			使				傍系成員)			傍采成員)				嫡采成員)		
			····夫 26 2 ——————————————————————————————————	: 夫妻 26 24 一次長長 女男女 135 召	 : 共要共 26 24 54 次長長 女男女 135 28 	: : <td::< td=""> <td::< td=""> <td::< td=""></td::<></td::<></td::<>	$ \begin{array}{c} \vdots \\ $	fm 52	fi fi	$ \begin{array}{c} $		$ \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c}$	$\begin{array}{c} \vdots \\ \vdots $	$\begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\$	$\begin{array}{c} \begin{array}{c} & & & & \\ $	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

家族と家
家における遠縁から入れた召使はどうであつたろうか。戸田の規準からすれば、彼等は世帯主の近親者ではなかつた
族とみとめなかつた。斎藤家における非親族の召使は戸田の家族理論によれば家族員からは明かにはずれたが、野沢
以上の叙述からわかるように、この種の大家族の世帯構成は非常に複雑であつた。戸田はこの種の家をそのまま家
なった。
呼び、召使の分家を名子と呼んで区別した点や分家の条件が両者の間においてちがいが大きかつた点は、野沢家と異
であるが、斎藤家の場合は非親族の召使の分家したものであることであつた。斎藤家の場合は次三男の分家を別家と
が、その労力はやや不足したので、斎藤家の名子の家から補足の労力を求めた。名子とは野沢家のカマドと似たもの
る。斎藤家は当時田畑三〇反を自作し、外に漆器業を営んでいたから、主幹労力として長男、召使五人を持つていた
ここで私が問題にしたいのは、 斎藤家の世帯に含まれた召使の夫婦、 その子供を含む二つのグループの 性質であ
た許りである。
例であつた。ただ一九三五年以後には社会的条件は著しく変化したので、従前の慣習を繰り返すことができなくなつ
い。彼等も斎藤家の慣習によればそれ迄の時期においては配偶者を得ても世帯主と同居し、四〇才に近い頃分家する
けであつた。 斎藤家の第二傍系成員が夫婦関係を持つていなかつたのは、 当時彼等は 年少であつたというにすぎな
と、そして其後四一才には分家することが予定されていたから、両者の差異は石神のそれが非親族からはいつた点だ
ように見えたが、前述したように野沢家の召使もその慣習によればその世帯内で夫婦関係や子供を持つて同居するこ
親族から入れていたことである。そして彼等はその当時夫婦関係と子供とを持つていたことは野沢家の召使とちがう
れと異るものとして岩手県二戸郡荒沢村石神の斎藤家の一九三五年をあげよう(第六図)。野沢家との差異は召使を非

哲学 第三十八集	九四
ので、親族としての関係はあつても深い感情的融合を欠いたと見たであろうと思われる。近親者が感情的融合を深め	ろうと思われる。近親者が感情的融合を深め
易いのは単に近親関係から来たのでなく、同じ生活的利害関係の中で共同生活をし、共感の機会が多かつたことに最	、同生活をし、共感の機会が多かつたことに最
も大きな根拠があつたと見なければならぬ。遠縁の人々でも一定の慣習によつて養子ないしは召使として特定の世帯	1によつて養子ないしは召使として特定の世帯
にとり入れられて、世帯主の家族員と一つの家の共同生活を送り、や	やがてそのカマドとして彼等の家産を分けてもら
い、本家と近隣的な密接な互助関係や庇護をうける間柄になるべき運命におかれていた人々であつたから、このよう	こにおかれていた人々であつたから、このよう
な関係に規定された感情的融合を相当に深く持つていたことは明かである。	る。彼等は本家の世帯主に対して従者として
の低い社会的地位にあつたので、この点で近親のカマドより地位はやや低かつたというちがいがあつたにすぎない。	、低かつたというちがいがあつたにすぎない。
この問題を明かにするためには斎藤家の非親族召使の身分をきめることが先決問題である。	こが先決問題である。
斎藤家の召使はこの家が持つ世帯の成員であつた。それは彼等がこの世帯主の日常的家計に含まれているというば	し世帯主の日常的家計に含まれているというば
かりでなく、この家の生活的連帯関係に深くはいつていたことによつてこれを決定することができる。彼等がこの家	これを決定することができる。彼等がこの家
の成員となつたことは彼等の父親が世帯主に托する時に結んだ約束によつて決定したのであり、その内容は慣習でき	4つて決定したのであり、その内容は慣習でき
まつていた。すなわち世帯主は彼等を十才前後に引きうけて養育し、	訓練し、結婚させてやり、その後もこの家に同居
させて家の企業に奉仕させ、適当な時期に分家を許し、分家後も従者として	して一生本家に奉仕する関係を持たせるという
ことであつた。彼等は召使であつたから、同じ世帯の中で世帯主の妻や子供に対し奉仕すべき義務を負い、主人の恩	~子供に対し奉仕すべき義務を負い、主人の恩
を深く感ずべきことを暗黙のうちに要求され、 世帯の内部においても、 外部からも社会的地位の低いことを 規定さ	、 外部からも社会的地位の低いことを 規定さ
れ、この慣習に多くは順応しなければならなかつた。このことは彼等を世帯主の家族員と見ることを阻むように見え	を世帯主の家族員と見ることを阻むように見え
た。ところで戸田の家族の規準を見ると、「家族員は彼等の精神的ならびに物質的な生活を保障し、経済的には共産的)に物質的な生活を保障し、経済的には共産的

家族と家
そこで家のあととり(嫡系成員)は家の財産の大部分と家の管理とに対する予定の権利を享有し、傍系成員は家の
非常に多かつたことに注意したいのである。
において家の財産の処分が常に成員にとつて不平等であつたというのではないが、平等の処分が不可能な生活条件の
している。そして結局家の成員にとつて不平等な財産の処理に追い込まれていたことを示すものであつた。私は日本
生活保障のために保有しようとする意欲の表れであつても、そのことをいかに不十分にしか果し得なかつたことを示
をあととりに残して、傍系成員に一部しか与えなかつたことは通例見られる所であつた。これらは家の財産を成員の
かつた。へそくりの方言を見ると成員各自の私有財をいかに制禦して来たかが理解される。そして家の財産の大部分
でも、すべて当人の所得とせずに、一旦戸主が受取つて、家計に入れ、当人には必要な小使を渡すやり方も少なくな
主によつて厳しく続制されることが多かつた。成員のたれかが家の企業に従事せずに、他の企業に通勤して得た収入
も、財産の維持を尊重して、その総額の減少することを極度にさけるように努めた。そのために成員各自の消費が戸
の場合でも、これは基本的に家であつたから同様の関係にあつた。家の財産は成員の生活のために消費されたとして
とすれば、日本の家の財産は完全な意味で成員にとつて共産ではなかつた。戸田が規定した日本の家族(親族世帯)
下に成員各自が共同に用益したと見てよい。もし各成員が平等の権利を以て共同に用益することが共産的関係である
戸主個人の所有となつたわけではない。これは戸主すなわち世帯主の管理の下に運営され、その利益は戸主の統制の
は多く戸主個人の名義となつた。一部をあととりの名義にすることもあつた。しかし現実の慣習においてはただちに
家の財産は明治民法では否定されて、個人の所有権が新しくみとめられたから、それ以前に家の財産であつたもの
関係である」という点を彼は最も重要視しているので、非親族の召使についてこの点をたしかめて見たい。

哲学 第三十八集
財産の一部に対する予定の権利を持ち、分家することが予定されていた。そのために上層階級においては本家と分家
とが共同祭祀する同族の守護神やもしくは先祖・墓地の祭祀においても、本家のあととりが予定の司祭権を持ち、傍系
成員はそれを持たぬため社会的地位も前者に高く、後者に低いという結果となり、配偶者の選択においても前者は比
較的高い家格の家の娘を、後者はこれに比し低い家格の娘をえらぶことができるという社会的不平等が多く生じた。
中下層においては両者の間にこのような激しい差別はなかつたから、傍系成員が分家したあと同族神もしくは先祖・
墓地の祭祀においても輪番に司祭を勤めるとか、配偶者の選択においても家格の差が影響することは少かつたが、家
産の相続についてはあととりがほとんどすべてを継承し、傍系成員の分前が極めて少いか、もしくは全くなくして家
を出ることが多かつた。これはこれとして深酷な差異と見なければならぬが、これらは嫡系成員と傍系成員との社会
的差異に伴うことがらであり、何がこうさせたかが重大な問題である。
この条件においては家の財産に対する成員の権利の不平等が生じても、これにより傍系成員が家の成員たる資格を
失うものではなかつた。このことは戸田の規定した日本の家族においても同様であつた。というのは彼の家族とは実
際は親族世帯を以て構成された家であり、この家族員はこの家の成員に外ならなかつたからである。
斎藤家の一九三五年における非親族の召使は一九三九年に分家して名子となつた。彼等は以前に他の名子が本家か
ら与えられたとほぼ同じ条件において分家財産を与えられた。このことは召使として本家の世帯に含まれていた時に***
予定の権利として、彼等に主人から許されていたことを示すものであつた。彼等は主人の世帯にはいつた最初から明
確にこの権利が許されていたのではなかつたが、彼等の父親が主人に彼等の将来の世話を依頼し、彼等が主人の家に
住みこんで、長い年季をすごすことが予定され、また彼等がその期間に主人に対し忠実な奉仕をなし、主人の家の仕

家族と家
の最も重要な役割を持つものと考えられたのは、すべての成員の生活保障を企図した家の管理者として社会的に認め
家の内部における地位の上下が生じた。この評価の仕方には外部社会のそれとも密接な関係があつた。従来家長が家
ならない。この資格において各成員は家の生活機構における役割分担のちがいを生じ、役割の評価の仕方によつて、
権利の担い方は各成員によつて慣習上差異はあつたとしても、これらは家の成員の現実的な資格として認めなければ
ることであり、家の最大の機能として成員の生活保障に共同に参加することを意味したから、家における諸義務や諸
は、家の企業、消費生活、守護神や先祖の祭祀及び家に対する道徳的責任を担うことなどにその内部において参加す
定の権利を持つていたので、財産に対する予定の権利が大きかつた。家の財産に対してなんらかの権利を持つたこと
べきである。近親傍系成員と嫡系成員との差異についても同様であつて、後者は前者とちがつて家の管理についての予
差異はむしろ彼等の社会的地位の差であり、これと結びついて分家財産の額や分家の社会的地位の差が生じたと見る
り適用の仕方は甘かつたとしても)、 召使にみとめられた権利はその性質を異にしたということはできない。両者の
とがあつたが、これは他の傍系成員にも、さらに嫡系成員にすら適用されることがあつたのであるから(召使の場合よ
なる。もし召使が主人に対する忠誠をかいたり、この家に対する不徳をしたりした場合にはこの権利を剝奪されるこ
たのに比すると、召使に許される予定の権利の決定はやや明確をかいたが、結局は同じ性質の権利を許されたことに
予定の権利が大概は許されていたし(分家がもし可能であるなら)、 養子による傍系成員は養子の時にぞれが許され
承認されていたことに重要な点がある。近親傍系成員はその家の出生であつたから出生の時から、分家財産に対する
人にも、彼等にも、このことが予想されたことにこの慣習の意味があつた。これはこの慣習が存在した限り社会的に
事を勤勉に果して行く間に、主人は彼等にこの権利を許すことが慣習的に決定していたので、住みこみの最初から主

哲学第三十八集 九八
られていたことと密接に関連した。傍系成員が嫡系成員より労働上重要な役割を分担しても、管理的地位を持たない
限り軽視された。この意味で召使の労働も評価される傾向が強かつた。このことが彼等の社会的地位を決定したので
あつた。以上見た所によれば斎藤家における非親族の召使達はこの家の成員とみとめることができる。したがつて野
沢家における遠い親族の召使もこの家の成員であつたことは疑いない。すなわち前述したように彼等は家の財産の一
部に対して予定の権利をみとめられ、これと関連する家の生活についてその地位は低かつたが、一定の権利や義務を
享有することによつてこの家の成員であつた。それ故家の成員が嫡系と傍系との二種に分れるという基本的事実から
見ると、 召使は第二傍系成員や 第三傍系成員等の親族傍系成員についで、 傍系成員の一種であると見ることが正し
い(非親族傍系成員と呼んでもよい)。 これを野沢家では遠い親族から、斎藤家では非親族からとり入れたというち
がいがあるだけであつて、家の成員となつてしまえば、彼等の役割や地位、さらに分家の条件にもほとんどちがいは
なかった。
長男による家の相続も行われているが、これは戦前の長男相続とはすでにちがつている。本論は明治、大正、昭和戦前の家法改正によつて相続の意味も変化し、家の相続は法的には消滅した。しかし現実には(慣習では)ある意味で家が存在し、(1) 法律的規定はその時代の政治構造の性格に制約されるから、もちろん家族の性格は基本的にこれに規定される。戦後の民
は考えている。 について論じていることを注意されたい。そしてそこにはこの期間成立した政治・経済・社会構造の変化が根底にあると私
行われる場合があつたから、この場合はこれをみとめなければならない。末子相続の場合にも同様であつた。(2) 姉家督の場合は長女のあととり順位は第一になつた。そして彼女は嫡系成員となつた。明治時代においても慣習上それが
(3) 戸田著「家族構成」三三〇-三五九ページ、一九三七年
毎冬戊貢と食一、食二、食三と、う子ナ方として見た。 戸田前掲書三一九ページ
(5) 傍系成員を第一、第二、第三という分け方をして見た。これは世帯主との近遠の順序に名付けた。

.

員と規定された。戸主の彼等に対する実際の取扱いが戸主の生みの子供と異なつていても、法律上ではこの区別を問
ここで養子というのは明治民法による法律上の手続を経たものをさす。これによつて彼等は家(明治民法の)の一
推測もできたし、当時彼等の語つた所によつても知ることができた。
カマドとして成立した後オエに対する関係においてもほとんど同じであろうことも予定されていた。これは旧慣から
かつたが、両者は慣習上ではともに傍系成員であり、ほとんど似た条件でカマドとして分家させてもらうことや一旦
野沢家における養子と召使とは法律上の取扱いが異なつていたから、養子は世帯主の子供であり、召使はそうでな
させておく。詳しくは拙著「南部二戸郡石神村における大家族制度と名子制度」参照
(11) 厳密に云えば石神において名子とよばれたものはオオヤから分家した召使のみではなかつたが、ここではこれを以て代表は大変だが、今さらこの関係をやめることができないと主人はこぼしていた。(一九三五年調査)
時各家から均等に九人位とつていたら労力は多すぎた。仕事に使つてやつたり、名子の面倒を見てやらなければならぬことていたのでにたい。名言の家の尋情を見て、上華的女者その家太にこまで、「それの話しい」という。
し、このでよよ、。名子の家の퇶青を見て、七交勺子邪合の家からそれ立とり、邹合の悪い家からはそれより少かつた。当(1) 一九三五年において斎藤家の名子のスケ(奉仕の労力)を一戸年間九人位におさえていた。これも各名子から平均にとつ
(一九四三年刊)である。
人に達している例も戸田前掲書三二五ページにあるし、この家族生活の最も優れた調査は江馬三枝子著「白川村の大家族」(9) 親族世帯によつて構成される大家族の例として岐阜県大野郡白川村中切のそれが最も著名である。一九二〇年に成員三九
(8) この関係の説明は前掲拙著の大部分に亘つて行われている。
秋分家となつている。今は疑問を存し後考にまつ。
(7) 一九四〇年における私の調査の時彼等は四一才の春分家する慣習であると聞いたが、青森県農地改革史によると四二才の
(6) 有賀喜左衛門著「日本家族制度と小作制度」九二―九八ページ、一九四三年

気がと家

. ..

哲学第三十八集 100	
題にしなかつた。これに対して召使は法律上家族(家族員)として認められなかつた。野沢家におけるこの区別の理	公別の理
由は養子の妻が戸主(世帯主)の比較的近い親族(イトコ)から養取されたことと明治民法が家族(員)を近親に限	立親に限
定したことの影響によるものであつたようである。しかしこの種の養子は嫡系になることはなく、家の企業に使用す	し使用す
ることを目的として養取されたので、実際には召使との差異はこの地方では極めて少かつた。	
明治民法における養子には実際にはあととり養子(嫡系養子)と傍系養子とあつた。一九二〇年の国勢調査の結果に	の結果に
よれば、家族の構成は一般に小さかつた。したがって傍系養子も多くはなかつたと思われる。あととり養子は親族から	私族から
養取しても、非親族から養子しても、家の次代の戸主となるものであつたから、彼等が法律上家族(員)と規定されたこ	これたこ
とは慣習とも合致した。しかし傍系養子は嫡系成員にならず、傍系成員として分家されることに目標があつた限り、	に限り、
召使の分家と近似していたことは前述の如くである。この種の召使は法律上養子の手続をとらない傍系成員と見るこ	と見るこ
とができる。このように実際に区別の極めて少いものが、法律上区別されたことによつて、その外部からは非常に大	が常に大
きな差異があるように見えた。なぜこのような差異が生じたか。それは明治民法施行によることはもちろんであつた	であった
が、施行以前の慣習においては、養子と召使とは差異がなく、 ともに傍系成員として養取されたのに、西欧法の影響	広の影響
をうけた明治民法においては、家の成員の一部を世帯主の比較的近親であることを規準にして家族(員)と規定した	規定した
からである。それ故野沢家において外部から養取したもののうちで比較的近親者を法律上の養子として法律上の家族	上の家族
(員)に組入れ、遠い親族者を養子手続なしに家族(員)外に排除したので、彼等はこの家の傍系成員であつたにも	ったにも
かかわらず、戸主の法律上の家族(員)として戸籍には登録されず、召使として扱われることになつた。	
傍系養子を野沢家の如く養子と召使とに区別する場合もあつたが、他方には彼等を区別せず、すべて法律上の養子	上の養子

家族と家
して意味ずけた。このことはそれ以前の時代に家の系譜を根拠として成立した直系(嫡系)と傍系(庶系)とを区別し
つたので、直系親の意味には戸主のすべての子供を含めることが通例となり、傍系親をその他の近親関係に強く拘束
た場合に、この区別には特殊な家の系譜の観念が混入していたが、個人本位の親族概念にウェイトがいくぶん強くかか
て親族法を制定した場合に、日本の在来の慣習と結びついたので、直系親(直系血族)と傍系親(傍系血族)の概念を立て
法律における新しい家族概念は個人主義的な西欧の家族法のなんらかの影響によるものであつた。明治民法におい
で少しづつちがつたものとして成立した。
し始めて、古い家の観念を修正するに至つた。しかもこれは厳密にいえばすべて同じではなくて各家の生活条件の中
養子手続を行うか、もしくは行わずにおいたかのちがいが生じたのであろう。 これとともに 新しい 家族概念が 生成
合する形をとらなければならなくなり、各家の生活条件ないしはそれに適応する各家長の考え方によつて、あるいは
成員として養取することにその意味があつたことを示している。したがつて明治民法施行によつて、この親族法に適
と同じく中川原姓を名乗らせることができるようにした。だからこの種の養子は明治民法施行以前において家の傍系
に及んだ。他の家からとり入れた召使をすべて明治民法施行以後法律上の養子として取扱い、分家と共に彼等に本家
ら、後者は他の村(例えば九戸郡葛巻村)でケライカマドと呼ぶのとほぼ似ていた。これらのカマドは全体で十五戸
カマドと称したから、 後者をケライカマドと区別して呼ぶことはなかつたが、 両者の社会的地位の 差異はあつたか
れたことがあとずけられる。彼等は一人をのぞいて非親族から養取された。次三男の分家も傍系養子の分家もともに(2)
と、同家のカマド五戸の内三戸の世帯主は先代家長の弟として入籍され、二戸の世帯主は当代家長の弟として入籍さ
して手続した例も見られる。青森県三戸郡浅田村扇田の中川原家の場合は それであつた。 一九五〇年の 戸籍を見る

哲学第三十八集
た考へ方から根本的には遠くなつた。小規模の親族世帯を以て家が構成された通例の場合にはある程度にこれを以て
説明できそうに思われたので正しい解釈とされたが、特殊な大家族の場合には説明ができなかつたというばかりでな
く、まげて解釈された。 すなわち家における家長 (嫡系成員) と傍系成員との身分関係を説明するのに欧米の家族
規定の適用を急いだので、日本の親族概念の性格を正しく解釈することができなくなつた。私が野沢、斎藤及び中川(4)
原の諸家のような特殊な家が日本の家族の持つ諸問題をかえつて明かにするといつたのは、そういう特殊な条件にあ
る家は日本の家族のある一つの局限を示すことによつて、通例の(親族世帯より成る)家においては明らかにならな
いことがかえつて明らかに示されるという特点を持つからである。特殊なものをそのまま一般化そうと主張するので
はない。戸田はこれらを例外として捨て去つたから問題をとらえ得なかつたと私は思うのである。
家における家長(嫡系成員)と傍系成員との身分関係はいかなる性質のものであるか。嫡系成員と傍系成員とは通
例は親子とか、兄弟、姉妹の血縁関係ないし近親関係と重なるが、嫡系と傍系とに区別したことは血縁ないし親族の
関係とは全然別の性質の社会関係であつて、家の系譜を直接に担うものとそうでないものとを区別する所にその根拠
があつた。いいかえるとこの区別は血縁・親族関係を規準にするのでなく、家という集団の存続を担う役割の区別を
規準にするものであつて、嫡系成員はその主役を担い、直接に家の存続に寄与する人々であり、その中心となる家長
は家の企業や消費を管理し、神棚、先祖の祭祀の司祭者であることが、家生活の最高責任者であることを示し、家の存
続のために全成員を統制した。傍系成員はやがてこの家から他に出る条件におかれていたばかりでなく、家の企業、
消費、祭祀等において、 家長の指揮下で与えられた仕事を分担したので、 家長の近親であろうと、 非親族であろう
と、家の内部における役割は重要でないことはなかつたが、管理的権限を持たなかつたので、彼等の地位は低く、弱

家族と家
(1) 召使(奉公人、下男下女)といつても、一般にはいろいろの種類があつた。すなわち短い年季のものから、長い年季のも
ては傍系成員を少年期に家から排除する慣習が昭和の中期にはまだ多かつたことを注意しなければならない。
ういう手段の一つとなつた。 他の雇用がこれとは 別の種々の形で彼等をとり入れたのであるが、 彼等の生家におい
使分家があつた。これはこれらの家の経営のためであつたが、その召使を生んだ小農の家にとつては結果としてはそ
手段によつて傍系成員を他に托さねばならなかつた。そのうちの一つとして野沢家、斎藤家、中川原家等が行つた召
員の生活保障をする最後の保塁であつたにもかかわらず、すべての成員の生活を守る力がなかつたので、いろいろな
較的早く家から排除されたから、両者の区別はもつと深酷な形で示されたということができる。すなわち家はその成
には嫡系成員と傍系成員とはこの種の主従関係という形では表れなかつたとしても、傍系成員は年令の低いうちに比
ことはこれ以上の大規模な経営と家格とを持つ家の場合にもつとはつきり表れていた。小経営で地位の低い家の場合
の傾向はあつた。 このことは嫡系成員と傍系成員とが事実上 一種の主従関係にあつたことを示すものである。 この
応していた。斎藤家の場合はこれとはやや異なり別家の本家に対する従属度は必ずしも強くはなかつたとしても同様
つたことから当然に生ずる関係でもあつた。つまり分家直後の社会的地位は本家の成員としての地位と極めて多く対
の内部における役割に基本的にもとずいたが、また彼等の分家後の生活が本家に強く従属しなければならぬ条件にあ
例えば前述した野沢家や中川原家の場合には次三男でも長男(あととり)に比べてほとんど従者に近かつたのは、家
家の企業形態やそれに伴う消費経済の規模が大きかつたり、あるいは家の社会的地位が高ければ高い程顕著に表れた。
る彼等の個人々々の社会的地位をきめる重要な根拠にすらなつた。家の内部における彼等の間における地位の差異は
い権限しか持ち得なかつた。家の内部における役割や地位の軽重は外部からもみとめられた。そして家の外部におけ

r

3 2 4 傍系という観念の原初的意味である。凶作の時期に事実上売買に近い譜代召使も生じたが、いずれにしても、主人の家には 召使であるが、この場合の養子といつても、子分・子方・名子の意味であつて、主人とは主従関係であつた。そしてこれは は多くの地方にあつたことは前掲の拙著でふれている。明治期の南部地方において私の知る例は多くは召使養子による譜代 人が少くなると共に下人養子が多くなり、後者は安永・天明頃(一七七二―一七八八)になつて消滅したことが報告されて いれば子分・子方としての身分であつた。近畿地方においては萬治、寛文頃(一六五八―一六七二)から売買による譜代下 いうべきものであり、江戸時代の表現でいう譜代下人であつた。明治期以後まで譜代という言葉は使われた。この種の召使 の、また質奉公ないし居消奉公などまであつた。ここにいうものは長期の住み込みで、分家が予定され、むしろ無年季とも 考え方はあつた。これらは極めて多くの場合に家の関係によつて基礎ずけられていた。これに関する問題は川島武宜著「イ 親類の末席に属するという慣習も少くなかつた。しかし日本においても個人的な血縁の親疎すなわち親等によつて区別する ジ以下等を参照。 においては近代まで残り、それがさらに明治民法の養子に制約されて特殊な意味を持つようになつたことがわかる。 いる(今井林太郎、八木哲浩共著「封建社会の農村構造」一三〇―一三一ページ、一九五五年)。 これから見ると南部地方 デオロギーとしてこの家族制度」(一九五七年)一二六ページ以下にも論じられている。 (中野卓著「都市における同族と親類」-戸田貞三還暦記念論文集「現代社会学の諸問題」所収、一九四九年)。 召使分家も には別家の格を与え、これには斎藤姓を与えた。このことも関係のあることである。 石神斎藤家においては明治三年苗字をつけることを許された際名子の大部分にオオヤと異なる姓を与えたが、特殊の名子 西欧の親族概念と日本の親類とは異なる。 後者は結婚や分家を 媒介として生じても、 家と家との共同関係をさしている 「青森県農地改革史」三二九ページ。中川原家については拙著「日本家族制度と小作制度」二七〇ページ以下。三三〇ペー 哲 学 第三十八集 の四

5 地位上のちがいがなかつたといつても、彼等はともに主人の家において傍系成員としての地位を持つていたことを見るので ならない場合があつた。この場合にあととりは父親の家に戾つて主人の分家として彼の生家を守る役割を持つた。この例を なければ十分に理解することはできない。またこの種の召使の分家において戸主権は強くなかつたことを知る必要がある。 「南部二戸郡石神村の大家族制度と名子制度」において私はあげておいた。したがつて貧農の家にとつて嫡系と傍系との間に 貧乏の家ではあととりすら同様にして住込雇人として少年期に家から出し、主人によつて分家させてもらう形をとらねば

すでにふれたように家と家族とを最初に区別したのは戸田であつたが、喜多野清一はこれをある意味で継承してさ
らに精細な理論を展開した。ここで彼の理論の全貌を紹介することはできないので、註にあげた論文を見てもらうよ(1)
りほかはないが、彼によると家は同族組織というより大きい制度の構成単位として成立していることにそ の 社 会 的
意義を認めている。このように成立すると家はそれ自らの 永続を要求することになり、 またこの組織の中に 位置を
持つている限り、それが中絶した場合でも機会があると再興されることが見られ、しかも血縁関係を持たぬものによ
つて再興される場合は珍らしくないと説き、このような要求は家の要求であつて核としての家族の本来の集団的性格
から出るものではないとしている。だから喜多野の家の理論を紹介するためには同族組織論を詳しくのべないと十分
ではないがここではそれはできない。 彼は家族を 何と見ているか。「いわゆる欧米のファミリーに 見られるところ
の、そして現在ではわが国においても支配的になろうとしているところの小家族形態の家族は、夫婦結合を中核とし
てその直系親――特にその未婚子女――を結合した小さい生活共同体として縮約しようとする性格を、集団結合自体
の本質として持つているが、このような集団的性格には、上述のような家としての要求が固有に内包されているとは
考へられない。それはより上級の家族制度の単位としての家と結合して生れる要求であると考える。ところが同族組
織の単位の家はこのような家であるが、現実には上述の核としての小家族によつて、あるいはその複数の結合によつ
て、荷担されて存立している。現実の家共同体はこの二つのものが不可分に結合して営まれているといわねばならな

彼等の考え方や行動は本家の主人の指示にまつことが多かつたからである。

家族と家

哲学第三十八集
い」としている。喜多野は戸田とはちがう意味で家族と家との重なり合いを考えているように見える。このような重
なり合いの考え方の根拠となるものは家族の通文化的なとらえ方である。戸田の場合もそうであつたが、喜多野の場
合もそうであつた。そして次の説明が与えられている。「ここで家族というのは、上記した夫婦結合を中核としてそ
の直接親属を結ぶ小結合であつて、殆んど一切の民族と時代に存在するところの、そして自然的基礎を持つが故に普
偏的であるところの――しかしだから自然的生物的集団であるというのではない――基本的社会集団であり、いわば
歴史的な家族形態の核であり、そしておそらく近代的家族といわれる小家族がその最も裸の歴史的形態を示している
と思われるところのものを指称している」。
夫婦と直接親族との結合による家族――戸田の親族世帯と同じ――は世界諸民族が歴史的に示現せしめたあらゆる
家族形態の核であるというのは、これを以て現実の家族の構成原理として見ることであるとすれば、家族の現実の歴
史的形態をさすのではない。所がこのような説明のあとで、近代的家族としての小家族は、その最も裸の歴史的形態
であると述べている所から見ると、核としての家族として彼が指摘したものは、実は一つの現実の歴史的形態にほか
ならぬことを示しているようにも見える。このように考えると核としての小家族とは何を意味するだろうか。民族や
時代による歴史的社会的条件を捨象して抽象的に一定の形態の小家族を家族一般の構成原理ないしは単位として見る
ことはできるとしても、それで歴史的社会的現実としての家族を説明できるだろうか。それは家族が基礎的に夫婦や
親子を含むということは説明できるし、その事も決して無意味ではないが、それに止まるだけで、家族がもつと広汎
な社会的意味を持つことを説くことはできない。
喜多野の理論に関連してふれておきたいのはマードックの家族の分類である。彼の理論は喜多野の理論と共に明ら(2)

ded family と構造的に関係があるということができるにすぎない。 それ以外のものに対しても basic unit となる
的性格を異にしていることはいう迄もない。だから特定の nuclear family が特定の polygamous family やexten-
marriage を守つている社会におけるものと polygamous marriage を許している社会におけるものとではその社会
あると規定することには大きな意味はない。nuclear family とみとむべき家族形態にしても、厳正に monogamous
じことは②と③についてもいうことができる、したがつて一般的に ⑴が他の二類の家族形態に対して basic unit で
から、それが属するそれぞれの全体社会の政治的、社会経済的、ないしは文化的条件に規定されたものであつた。同
当然である。彼が nuclear family としてとりあげたもとの資料はすべて各民族における歴史的社会的現実であつた
諸民族であつたことを知るなら、分類の規準が家族構成の極めて平面的な形態に止まらなければならなかつたことは
ないとしても、マードックの分類の対象となつた母集団は世界各地に散在して、それぞれ異なる文化と歴史とを持つ
分類とは現実の家族諸形態を比較し、整理する方法の一であるから、各類の間になんらかの関係がないとはいい得
ったろうか。
を持つていることがわかる。彼が世界の諸民族の家族を分類して、その一類にこの意味を与えたことは果して正しか
unit であるといつて、like atoms in a molecule という比喩を以てした。 nuclear family という名称もこの意味
複数の結合であり、結合のしかたによつて②と③とに区別されるものとした。そして①をあらゆる家族形態の basic
に (1) nuclear family (2) polygamous family (3) extended family であるが、その説明によれば(2)と(3)とは ①の
本の社会学者にうけ入れられている。彼は諸民族の家族の通文化的比較から家族を三類に分けた。それは周知のよう
かに今日の日本の家族理論に多大の影響を与えている。彼の家族の分類における nuclear family の概念は大方の日

哲学第三十八集 一〇八
ことができると見ることには無理があると私は考えたい。マードックは社会的性格の異なる多くの民族の家族をとら
えてその通文化的分類をするために家族構成の平面的形態を規準にせざるを得なかつた。これはこれとして意味のな
いことはないが、これによつて各民族の家族が持つていた特殊な社会的性格を捨象した。私は結局において通文化的
比較は必要であると思うが、それを行う前の準備的段階として各民族的個性の内部で家族の問題の整理をしておくこ
とが大切であると思うのである。
喜多野によると次のようにいつている。「家はこのような核となる家族の単数または複数を含みながら、家父長制
的な家長権の統宰する家権力の下に成立するところの歴史的社会的制度として、右のごとき家族とはちがつたものと
考える」。「現実にはこの両者(家と家族)の分ち難い結合を認めつつ理論的には別個に概念しておくことは必要
だと考える」といつている。戸田は家と家族とは合致する場合も多少のずれを以て重なつている場合もみとめたが、
喜多野は現実に重なつているものとして見て、理論的にのみ区別して考えている。彼のいう如く、家は家長権の統宰
する家権力の下に成立する歴史的社会的制度であるなら、小家族のような一般的な構成原理と異なることは当然であ
る。したがつて家は核としての小家族の単数か、複数によつて担われていると説明しても、これによつて歴史的社会
的現実としての家を説明することはできないであろう。それは家は小家族を単数か複数かを含むという平面的な考え
方が成り立つかどうか疑わしいからである。そして喜多野の小家族の概念もマードックの nuclear family と同じよ
らに成員の平面的な結びつきを根拠としているからである。前述の斎藤家や野沢家の如き大規模の家は一見しただけ
では小家族の複数が含まれた形であるが、嫡系成員の家族と傍系成員の家族とがそれぞれ独立世帯として結合したの
ではないから、単に核としての小家族の複数の結合と見ることはできない。この場合に傍系成員と嫡系成員とが主従

家族と家
変化して来たことを精密にとらえなければならぬことを痛感している。私自身がすでにして来た研究ももう一度やり
結論として家を日本の家族と私は規定したい。しかし家は古代以来各時代の社会構造の変化の中でこれに相応して
とめたい。
家以外の家族が全然なかつたとは断言しないが、この期間の最も典型的な日本の家族を以上のべた意味の家としてみ
誤りではないと私は思つている。私は近代の日本において系譜的家族ないし直系家族と学者によつて規定されている
帯によつて構成された家でも、日本の歴史的社会的条件に規制されて生じた現実の日本の家族であつたということは
成員構成を持つ(親族世帯の)家でも、複雑な構成を持つ(親族や非親族を含む)家でも、さらに本拠世帯と分派世
来たが、近世以後においては同族組織からはなれてもそれ自身永い存続の要求を強く持つていた。そして最も単純な
でそれに属する個々の家の存続を補強せんとする要求によつて生れたものであるから、もちろん密接な関連を持つて
求は家が同族組織の単位であることによつて生じたと説かれているが、同族組織そのものがすでにこういう条件の中
のであつて、特に社会保障の欠如した政治構造の制約が最も力強く作用していた。喜多野によれば家の長い存続の希
階の中で、その成員の生活保障を最終的に担わねばならなかつた家の存続の要求のために必要な工夫として生れたも
い関連を持つたことが重要な点であつた。このことは日本の政治的、社会経済的ないしは文化的条件の特殊な発展段
複数の小家族を含むように見える大きな構成の家の場合に成員の一方が嫡系、他方が傍系として区別されたことと深
なく、それが一つの歴史的社会的現実としての家の形態であり、その内部において成員が嫡系と傍系とに区別され、
家を構成していたように見える場合でも、それは核としての小家族が単数であつたことに重要な意味があつたのでは
関係を持つていたこととこの関係なしにはこの種の家は成立しなかつたことが重要であつた。単数の小家族が一つの(4)

哲 学 第三十八集	
直すことを必要としている。この論文で時期を限つて論考したことも同じ主旨から 変	旨から来ている。この期間に制定された
民法と慣習とが相互規定して、それ以前の時代に見られなかつた日本の家族すなわれ	すなわち家が成立した。これは前代から
継受した家をなんらか替えたものであり、家と規定し得る点でいく多の共通性はあつ	性はあつたが、前代の家とはやや異なる
ものであつた。一九四五年の敗戦以後政治的変革のうちに諸法律や諸制度が改訂され	改訂され、新しい家族法も制定された。
そして世界の政治的、社会経済的ないし文化的潮流の進展の影響をうけて日本自身の	本自身の内部からまた大きな社会的変化
が生じたので、慣習の上でも家はすでに大きな変化に面接している。これは新しいひ	新しい政治的、社会経済的ないしは文化
的基盤における現実の日本の家族としてとらえなければならない。(一九六〇年九月一五日稿)	九月一五日稿)
 会編「封建遺制」所収、一九五一年刊。日高六郎編「社会学論集―理論篇」所収一九五九年刊。 (1) 喜多野清一著」同族組織と封建遺制」一九四九年十一月人文科学委員会綜合学術大会 「封建遺制」 研究会発表。 同委員 	九五九年刊。
習などにしたがい有力なものに奉仕し、一定の生活保障を得る関係と私は見たい。この約束の条件は時代や職業、階層にと(4) ここで主従関係というのを直ちに、武士的主従関係と見てはならぬ。主従関係とは生活的に無力な者が一定の約束又は	い。この約束の条件は時代や職業、階層によ係とは生活的に無力な者が一定の約束又は構
時代やそれ以前に主人に対する従者の全人格的奉仕とが強く結びついたことは主従関係のメルクマールと見られていた。明って差異があった。これは基本的に個人的関係であったが、日本においては家の関係に結びつき易かった。したがって江ヨ	(関係のメルクマールと見られていた。明R係に結びつき易かった。したがって江戸
る。 る。	こにおけるその一過程を示しているのです
(5) 中野も家族と家とを区別し、家族を親族的家成員の集団とし、非親族的家成員をこれから排除している。家は家産にもと	これから排除している。家は家産にも
ずき家業を経営し、家計をともにし、家の祖先を祀り、家政の単位または家連合の単位となる制度体(制度的核たる団体))単位となる制度体(制度的核たる団体)
と規定している(前掲書五一ページ)。 私はむしろ喜多野の家族と家とは現実に不可分だという説に条件つきで賛意を表し	-可分だという説に条件つきで賛意を表-

たい。